

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 地域の状況と災害リスク

(1) 地域の概況

高山市は、平成17年（2005年）に近隣9町村と合併し、日本一広い市となった。市内には、旧高山市を管轄地域とする「高山商工会議所」、旧宮村、旧清見村、旧荘川村を管轄とする「高山西商工会」、旧朝日村、旧高根村、旧久々野町を管轄とする「高山南商工会」、旧国府町、旧上宝村、旧丹生川村を管轄とする「高山北商工会」が存在している。



(2) 地形、条件

高山市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、周囲を飛騨市、下呂市、白川村、長野県、福井県、石川県、富山県に囲まれ、東西に約81 km、南北に約55 kmと広大で、総面積は2,177.61 km²にも及び、東京都に匹敵する程である。その約9割は森林で占められ、山や川、溪谷、峠などにより地域は分断され、標高差も2,000mを超えるなど地形的にも変化に富んでいる。高山市の本庁所在地は東経137度16分、北緯36度09分、海拔573mである。

交通面では、中京圏と北陸圏を結ぶＪＲ東海高山本線及び国道41号が市を南北に貫き、東西の松本、福井を結ぶ国道158号と市内で交差し、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道の整備が進んでおり、市街地から高速自動車道へのアクセスも可能となってきた。

(3) 気象条件

気候は、標高の高いところが多いため、東北地方や北海道南部と似て、夏は涼しく冬は雪が多く寒さが厳しい。全体的には内陸気候であり、盆地のため内陸性が顕著となっている。

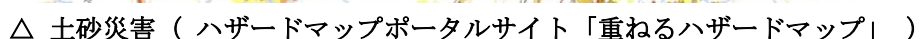
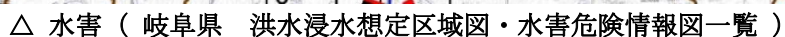
市街地の気温は年平均で11.0℃、最高気温8月の平均は30.7℃、最低気温2月の平均は-5.2℃で、最高気温 25℃以上の夏日は年に104.3日、最低気温0℃未満の冬日は117.7日となっている。

また、風は一般に弱く、平均風速は1.6m/s、年平均降水量は1,699.5mm、最深積雪の年平均は54cm で、最深積雪は128cmを記録している。

ア. 水害・土砂災害

直近の令和2年に発生した7月豪雨では、24時間の降水量が宮之前観測所309.0mm、船山観測所275.0mm、丹生川観測所198.5mm で観測開始以来最高を観測した。人的被害は無かったものの住家73棟、非住家33棟、道路・橋梁・河川338箇所、農地他383箇所、林業施設634箇所、水道断水371戸の被害があり、総被害額は56億円にも及んだ。

過去の災歴を考慮すると、大規模地震が発生することで、建物等の建造物崩壊に止まらず、地滑り等による土砂災害に加え、特に乗鞍岳の南麓を水源とし、高山市東部、下呂市等を集水域とする飛騨川が寸断されることで大規模な水害が発生することが懸念されるほか、さらに豪雨と重なることで、人命に関わる過去に類を見ない甚大な被害を及ぼすことが想定される。



＜各地域で想定される被害＞

＝ 高山商工会議所地区 ＝（ 旧高山市域 ）

当所の管轄地域には主に宮川、江名子川、苔川、大八賀川、川上川があり、平成16（2004）年に発生した台風23号に伴う豪雨災害では、最大時間雨量57.0mm、最大日雨量256.5mmで観測開始以来第2位を記録し、人命に関わる甚大な被害を及ぼした。下切町地内では、川上川が氾濫し、熊野橋が一部崩落したほか、本河川に架かるJR高山本線の鉄橋が濁流に押し流される等、高山市の歴史に残る大災害となった。

過去の災歴を踏まえ、市内で河川工事が進められているが、大規模地震の発生により河川が寸断され、市内一円で広範囲にわたる水害の発生が予想される。

特に、高山市のハザードマップによると、市内中心を流れる宮川の氾濫で本町商店街が床上・床下浸水が予想されるほか、苔川、川上川、大八賀川の氾濫により、河川周辺の事業所で床上・床下浸水が予想され警戒が必要である。

＝ 高山北商工会 ＝（ 国府町・上宝町・奥飛騨温泉郷・丹生川町地区 ）

当会の管轄地域（国府・上宝・奥飛騨温泉郷・丹生川）には主に宮川、荒城川、高原川、小八賀川があり、そこに流れ込む多くの中小河川が存在する。

市町村合併前年の平成16年（2004年）に発生した台風23号に伴う豪雨災害では、旧国府町において日雨量231mm、時間雨量41.4mmを記録し、降雨量は過去最高で年間雨量の12%が1日（約4時間に集中）で降ったことになり、土石流や河川の氾濫により、尊い人命や家屋、道路・河川、農地、林道等に甚大な被害が発生し、旧国府町の歴史に残る大災害となった。旧上宝村、旧丹生川村においても同様に道路・河川、農地、林道等に甚大な被害を及ぼした。

令和2年7月豪雨においては、24時間降水量が丹生川観測所で198.5mmと観測開始以来最高を記録し、丹生川地域、奥飛騨温泉郷地域において人的被害は免れたが、谷川からの土砂流出や河川の氾濫により住家・非住家への被害の他、国道158号線、国道471号線などの通行止めや護岸の崩壊など道路・河川、農地・林業施設等に甚大な被害を及ぼした。

管内においては、被害を受けた河川・道路等の復旧・改修工事が進められているが、近年は局地的な集中豪雨が頻繁に発生しており、河川の氾濫や山林からの土砂流出などにより道路・河川、住家・事業所への被害も考えられ、管内の広範囲にわたり水害、土砂災害の発生が予想される。

特に、高山市のハザードマップによると、国府町地域の中心部を流れる宮川、荒城川の氾濫により、広瀬町商店街及び流域に点在する事業所で床上・床下浸水が予想され、また上宝町・奥飛騨温泉郷・丹生川町地域においては、土砂災害警戒区域内に事業所が点在しており、洪水や土石流、急傾斜地の崩壊などには常に警戒が必要である。

＝ 高山西商工会 ＝（ 一之宮町・清見町・荘川町地区 ）

当地区は、高山市の南西部で、位山分水嶺とひるがの分水嶺の北側地域に位置し、神通川水系の宮川、川上川、小鳥川が北流し、木曽川水系の馬瀬川が南流、庄川水系庄川が西流し、それぞれの河川の源流域となっている。広大な地域であり、一之宮、清見、荘川地域は気温、降水量、降雪量ともに格差があり、災害の発生状況も異なる。

平成16年の台風23号に伴う豪雨災害時には荘川町六厩で総降水量が324mmに達し、清見町では川上川の河岸の決壊により工場の流出や橋梁が押し流されるなどしたほか、地域の各所で洪水や土砂崩れなど甚大な被害が発生した。また、平成30年7月豪雨では各地で観測史上最高となる雨量が計測されており、六厩では72時間雨量で613mmを観測した。その後、令和2年7月にも線状降水帯による豪雨災害が発生している。

今後は、気候変動の影響により百年に一度と言われるような異常気象が頻繁に起こる可能性があり、想定外の雨量が宮川防災ダムや河川の護岸、治山施設などの許容量を超える可能性がある。市の地域防災計画によれば、具体的な危険個所として、宮川、川上川、小鳥川、馬瀬川、常泉寺川で堤防高不足のため溢水の恐れがあるとしていることから、特に注意が必要であるほか、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に事業所があるところも少なくはないため、洪水や土石流、斜面の崩壊などには常に警戒が必要である。

＝ 高山南商工会 ＝（ 久々野町、朝日町、高根町地区 ）

久々野地域を飛騨川沿いに南北に貫く国道41号線は、近年は年数回、降雨規制による通行止めが実施されており、人流や物流に影響を与えている。令和2年の豪雨では飛騨川が増水したことにより隣接する下呂市内において、この国道41号線が崩落し、長期にわたり通行止めとなったため本会会員事業所も大きな影響を受けた。また、この豪雨では飛騨川をはじめ支流の秋神川流域を中心に河川が増水や土石流により、家屋や工場、商店の浸水や土砂の流入など大きな被害を及ぼし、一部事業所では廃業に追い込まれる事態となった。

本会管内は河川と山に挟まれた急峻な地形のわずかな平地部分に集落が点在していることから、高山市のハザードマップによると、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に事業所があるところも少なくはないため、洪水や土石流、斜面の崩壊などには常に警戒が必要である。

イ. 地震災害

過去の地震記録によると、岐阜県内では美濃地方を中心に地震被害の発生が多くみられ、飛騨地方においては、被害が発生したと推定される地震は15回、その内、高山市内に被害を与えたと推定される地震は4回（1773・1804・1826・1858年）ある。高山を中心とする地域では、18世紀～20世紀前半にかけて、内陸型の小地震が10～30年の間隔で頻発しており、これらの小地震では、高山東方山地での崩壊や落石による被害が記録されている。

しかし、本市では、地震による大きな被害や液状化が発生したという記録は殆どみられず、履歴上は比較的地震被害の少ない場所であるといえる。

高山周辺地域での地震被害の特徴をみると、山崩れ、落石、土石流による被害が大きく、家屋も震動よりも山崩れ、落石、土石流によって倒壊する割合が多くなっている。又、土蔵・石垣などの震動的被害も大きい。被害地域は震央付近の断層沿いの狭い地帯に集中している。高山付近で震央のわかっている1826・1858年の2つの地震は、いずれも宮川支流川上川に沿う断層の付近で発生しており、跡津川断層とそれに並延する北東方向の活断層に関係して起こったものと推定されている。

① 内陸型（断層型）地震

岐阜県が公表した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果による被害想定が大きいと想定される地震は主に下記断層帯による地震である。

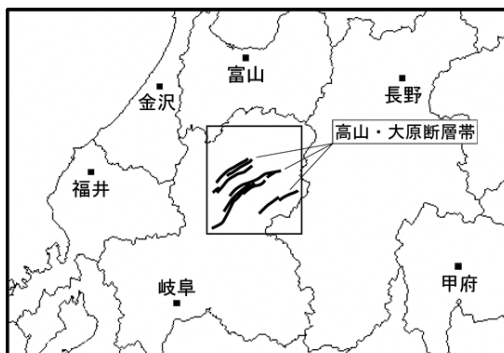
- i 高山・大原断層帯地震 マグニチュード 7.6程度（最大震度 7）
- ii 阿寺断層帯地震 マグニチュード 7.9程度（最大震度 7）
- iii 跡津川断層帯地震 マグニチュード 7.9程度（最大震度 6 強）

この中で被害が最も大きいと想定される「高山・大原断層帯」について記載する。

(高山・大原断層帯)

高山市から郡上市に及ぶ断層帯（約48km）

- ・飛騨、中濃圏域で最大震度7が予想され、震度6弱以上の揺れもこの圏域に集中する。
- ・飛騨圏域で液状化が発生する可能性が高いと予想される。



< 高山・大原断層帯地震の被害想定 >

区分		岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果	内陸直下地震に係る震度分布解析被害想定調査結果
		高山・大原断層帯 (北側震源)	高山・大原断層帯 (南側震源)
建物被害	全壊	8, 429棟	12, 989棟
	半壊	13, 087棟	14, 787棟
火災 午後6時頃	出火被害	29棟	42棟
	残火災件数	26棟	39棟
	焼失棟数	204棟	284棟
人的被害 午前5時頃	死者数	503人	741人
	負傷者	3, 656人	4, 431人
	重傷者	812人	1, 197人
	軽傷者	2, 844人	3, 234人
	要救助者数	1, 256人	1, 856人
	避難者数	20, 636人	26, 741人

△ 高山市地域防災計画（地震対策編）

<条 件>

火 災： 冬夕方住宅等で火気使用が最も多い時間帯、出火件数が最も多くなる。

人的被害： 多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。

② 海溝型地震（東海地震）

i 震源及び規模

東海地震については、中央防災会議において、想定震源域及び想定震度の検討が行われてきたが、平成13年3月に中央防災会議内に「東海地震に関する専門調査会」が設置され、同年12月には、西へ50km程度移動した新たな想定震源域が公表された。

東海地震の震源域とされる駿河湾から御前崎にかけては、1854年の「安政東海地震」以降大規模地震は発生しておらず、発生の際の地震規模はマグニチュード8程度と予測されている。

ii 被害の予測

予想される東海地震が発生した場合、岐阜県の調査において震度5以上で被害が大きいとされる県内市町は、岐阜県南部に位置した地域であるが、本市においても想定される規模の地震が発生した場合その影響を考慮しておかなければならない。

ウ. 新型コロナウイルス感染症について：高山市新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段の発達等により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入を避けることはできないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民だけでなく、国民全体の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

< 流行規模及び被害想定 >

項 目		市 内	県 内	全 国
人口（平成29年4月1日）		89,265人	2,013,742人	約1億2,679人
患者（人口の25%）		約23,000人	約52万人	約3,200万人
受診者数		約9,000人 ～約18,000人	約20万人 ～約40万人	約1,300万人 ～約2,500万人
中等度 （致死率0.53%）	入院患者 （1日当たり最大）	約400人 （約80人）	約8,600人 （約1,600人）	約53万人 （約10.1万人）
	死亡者数	120人	約2,800人	約17万人
重度 （致死率 2.0%）	入院患者 （1日当たり最大）	約1,500人 （約300人）	約32,500人 （約6,500人）	約200万人 （39.9万人）
	死亡者数	約460人	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度		
流行期間		約8週間		

△ 高山市新型インフルエンザ等対策行動計画

エ. その他の自然災害

① 火災

高山市では大火災の発生は少ないが、市街地の東部は段丘状の地形であり木造家屋が密集していることから、台風時等の烈強風下や震災時等の特殊な条件下では大規模な火災の発生が予想される。また、市域の約92.5%が森林であることから、林野火災の発生も予想される。

② 風害

台風による被害は、大型台風が本市の南西部から北東に通過する場合にあっては、昭和34年の伊勢湾台風時のように相当規模の被害が全市にわたって発生すると予想される。

③ 雪害

高山市の降積雪による被害は、昭和31年、38年、56年、平成3年の豪雪に見られるように、大規模な寒波の流入により強い降雪が継続し100cmを超える積雪となることから、家屋、施設等の圧雪害及び交通に対する被害が多い。また、一部の山沿い地域では、雪崩による被害も予想される。

④ 火山噴火災害

市内には、御嶽山・焼岳・乗鞍岳・白山・アカンダナ山という5つの活火山が存在する。特に活発な活動を続ける焼岳は、今から400年前の天正13年の大爆発の記録が残されている。大正4年の大爆発による上高地大正池の出現はその規模の大きさを示すものであり、以後、噴火を繰り返していることから、今後も噴火による被害が予想される。

また、御嶽山については、平成19年にごく小規模な水蒸気噴火が発生したほか、平成26年9月27日午前11時52分頃に剣ヶ峰の南西側で水蒸気噴火が発生し、南西方向に火砕流が流下した。

2. 商工業者の状況

＜ 高山商工会議所地区 ＞ ＝ 旧高山市域 ＝

- ・事業所数 4, 435
- ・小規模事業者数 3, 569 (平成28年経済センサス)

高山商工会議所地区において事業者数の多い業種は、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス、建設業、製造業で、市内中心部には、10の商店街と観光スポットの古い町並み周辺には数多くの観光関連業種が立地し、災害発生時には、公共交通、道路の遮断などによる観光客の移動に影響が考えられる。

また、他の産業の製造業などは市郊外に立地しており、東部工業団地、匠ヶ丘工業団地に集積しており、物流の停滞による事業活動の大きな影響を受ける事が想定される。

＜ 管内業種別事業者数 ＞

業種	商工業者	小規模事業者
農林漁業	26	22
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2
建設業	449	427
製造業	352	316
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2
情報通信業	30	22
運輸業、郵便業	49	29
卸売業、小売業	1,346	942
金融業、保険業	103	89
不動産業、物品賃貸業	316	305
学術研究、専門・技術サービス業	201	152
宿泊業、飲食サービス業	798	604
生活関連サービス業、娯楽業	398	362
教育・学習支援業	115	100
医療、福祉	111	107
複合サービス業	13	10
サービス業（他に分類されないもの）	123	78
合 計	4,435	3,569

＜ 高山北商工会地区 ＞ ＝ 国府町、上宝町、奥飛騨温泉郷、丹生川町地域 ＝

- ・事業所数 817
- ・小規模事業者数 700 （平成28年経済センサス）

高山北商工会（国府・上宝・奥飛騨温泉郷・丹生川）管内において事業者数の多い業種は、飲食店・宿泊業、建設業、製造業、その他サービス業で、地域別では、国府地域は、製造業、小売業、建設業、上宝地域は、建設業、製造業、奥飛騨温泉郷地域は、宿泊業・飲食店、建設業、丹生川地域は、製造業、宿泊業・飲食店が主な業種となっており、各地域ごとに特色を持っている。

管内エリアが広大であり、活火山の焼岳を抱えていることから、災害発生時には、公共交通、道路などの遮断による観光客の移動への影響が考えられる。

また、物流の停滞による製造業や建設業などの事業活動の停止への影響も考えられ、大きな損害となることが想定される。

＜管内業種別事業者数＞

業種	商工業者	小規模事業者
農林漁業	30	27
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2
建設業	137	132
製造業	95	85
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3
情報通信業	2	2
運輸業、郵便業	13	10
卸売業、小売業	165	123
金融業、保険業	7	7
不動産業、物品賃貸業	13	12
学術研究、専門・技術サービス業	15	13
宿泊業、飲食サービス業	209	176
生活関連サービス業、娯楽業	63	55
教育・学習支援業	16	16
医療、福祉	18	17
複合サービス業	8	5
サービス業（他に分類されないもの）	21	15
合 計	817	700

＜ 高山西商工会地区 ＞ ＝ 一之宮町、清見町、荘川町地域 ＝

- ・事業所数 358
- ・小規模事業者数 314 （平成28年経済センサス）

一之宮町・清見町・荘川町地域においては、建設業や製造業、小売業、宿泊・飲食業が多く、小規模事業者が大半を占める。

また、事業者は各町内に広く分布しており、主要道路が土砂災害等により通行不能になった場合、事業者の孤立や物流の停滞等による事業活動等への影響が想定される。

＜管内業種別事業者数＞

業種	商工業者	小規模事業者
農林漁業	25	23
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	67	66
製造業	73	68
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1
情報通信業	0	0
運輸業、郵便業	10	8
卸売業、小売業	62	48
金融業、保険業	1	1
不動産業、物品賃貸業	6	6
学術研究、専門・技術サービス業	5	5
宿泊業、飲食サービス業	63	51
生活関連サービス業、娯楽業	22	19
教育・学習支援業	6	6
医療、福祉	4	4
複合サービス業	7	5
サービス業（他に分類されないもの）	6	3
合 計	358	314

＜ 高山南商工会地区 ＞ ＝ 久々野町、朝日町、高根町地域 ＝

- ・事業所数 305
- ・小規模事業者数 277 （平成28年経済センサス）

高山南商工会地区において事業者数の多い業種は、公共事業を請負う土木関係と民間の住宅を中心に請負う小規模な建築関係の建設業、夏の溪流釣りや冬のスキー客を主なターゲットとする小規模な旅館・民宿と地元客が中心に利用する飲食店などの宿泊・飲食サービス業、地元の顧客を中心に食料品や生活必需品を販売する卸売業・小売業となっている。

久々野地域については、JR久々野駅から高山市久々野支所周辺に比較的商店が集積しており、商店街が形成されているものの、朝日地域、高根地域については国道361号線沿いの集落内に散在している。

本会地区内では国道41号線、国道361号線が生命線となっており、雨量規制や災害等により遮断された場合には人流・物流ともに停滞することとなり、地域経済への影響は大きいと想定される。

＜管内業種別事業者数＞

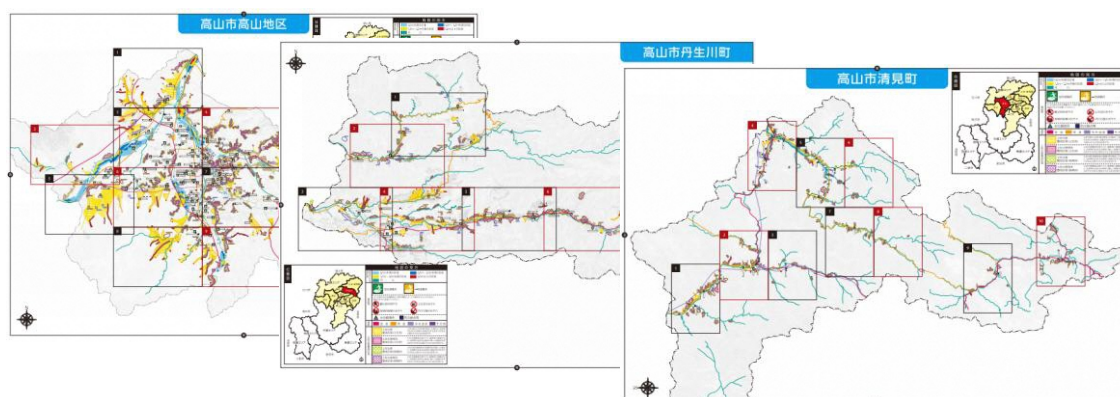
業種	商工業者	小規模事業者
農林漁業	10	8
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	60	57
製造業	46	43
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1
情報通信業	1	1
運輸業、郵便業	9	8

卸売業、小売業	56	47
金融業、保険業	0	0
不動産業、物品賃貸業	6	5
学術研究、専門・技術サービス業	10	8
宿泊業、飲食サービス業	60	58
生活関連サービス業、娯楽業	19	17
教育・学習支援業	6	6
医療、福祉	7	7
複合サービス業	4	3
サービス業（他に分類されないもの）	9	8
合 計	305	277

3. これまでの取組

（１）高山市の取組

- ・高山市地域防災計画の策定（令和３年８月更新）
- ・高山市業務継続計画の策定（令和３年４月更新）
- ・高山市総合防災訓練の実施（毎年９月に開催）
- ※ 直近では令和３年９月５日に全市民を対象としたシェイクアウト訓練のみ実施
- ・防災品の備蓄（市内の指定避難所等に分散備蓄を実施。※指定避難所数９８か所）
備蓄食料（主食・副食、水）、飲料水用タンク、石油ストーブ、使い捨てマスク、土のう等
- ・高山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（令和３年４月策定）
- ・高山市ハザードマップの整備
高山市では面積が広大なため、旧市内、旧町村ごとに全体のマップと地区ごとのマップを作成している。



△ 高山地域ハザードマップ

（２）高山商工会議所・高山西商工会、高山南商工会、高山北商工会の取り組み

＜高山商工会議所の取組＞

- ・防災備品の整備（懐中電灯、ヘルメット）
- ・事業者BCPの普及と防災意識の啓発（相談窓口に啓発チラシを常設）
- ・飛騨地域地場産業振興センター防災訓練の実施（年１回、直近：令和４年１月）
（飛騨地域地場産センター、商工中金と共同で開催）

＜高山北商工会の取組＞

- ・防災備品（ヘルメット、防災グッズ、備蓄品）を1年以内に整備予定
- ・事業者BCPの普及を巡回時及びExpress・Newsを活用して啓発
- ・高山北商工会事業継続計画の策定及び役職員への説明と周知（令和3年10月）

＜高山西商工会の取組＞

- ・事業継続計画を策定し役職員で共有（令和2年12月）
- ・事業者BCPの普及（関連するセミナー等の情報を広報誌に掲載・配布）
- ・事業継続力強化計画の普及並びに策定支援
- ・防災備品の整備（救急箱、懐中電灯、乾電池、使い捨てマスク等）

＜高山南商工会の取組＞

- ・高山南商工会事業継続計画の策定及び役職員への周知徹底（令和3年7月）
- ・同上計画に基づき防災備品の計画的な備蓄（懐中電灯・携帯ラジオ・保存水・非常食等）
- ・事業者を対象とする「事業継続力強化計画策定セミナー」を開催

開催方法	期 日	内 容	会 場	参加者数
集団指導	R2. 12. 1	計画の策定方法（実習）	久々野公民館	5
集団指導	R2. 12. 3	事業継続力方法（実習）	虹流館くぐの	4
個別指導	R2. 12. 11	計画策定の個別相談	朝日支所	3

Ⅱ 課 題 ＝ 現状と事業継続に向けた問題点 ＝

前述した高山市における災害リスクと、事業者の特性並びに分布から高山市にて経営活動を営む事業者の事業継続力強化の課題設定に向けた特徴とポイントを、既存の商工会議所・商工会の支援体制を踏まえて整理した。

1. 事業所の防災・減災対策について

＜高山商工会議所＞ ＝ 旧高山市域 ＝

過去に実施したアンケートでは、回答される事業者がほとんどおらず、地区内の小規模事業者の防災・減災に対する意識は必ずしも高くなく、事業者のBCP策定、損害保険の加入など事業継続計画へ対応する取組が進んでいない状況となっている。

＜高山北商工会＞ ＝ 国府町、上宝町、奥飛騨温泉郷、丹生川町地域 ＝

管内事業者は、近年頻繁に発生している大規模水害、豪雪による倒木被害・停電、火山性地震などによる災害発生時の避難、防災への備えの必要性は持っているが、小規模事業が多く事業継続計画を策定した事業者はごく一部に過ぎず策定の意識は必ずしも高くはない。

＜高山西商工会＞ ＝ 一之宮町、清見町、荘川町地域 ＝

事業者のBCP策定の必要性や関連するセミナー等の周知・普及活動を行っているものの、事業者の反応は薄く、防災・減災に対する関心は低いといえる。また、小規模事業者が多く、限られた人員で日々の業務にあたっていることから、時間的な制約もありセミナー等への参加が難しく、BCP等への策定に取り組めていない状況である。

＜高山南商工会＞ ＝ 久々野町、朝日町、高根町地域 ＝

令和2年、本会地区内で大規模な豪雨災害が発生したことから、地区内の小規模事業者の防災に対する意識は高まったものの、減災や事業継続に関する認識は低く、事業継続計画の策定に取り組む事業者は少ないことから、事業者の意識改革が急務となっている。

2. 商工会議所・商工会の支援体制について

＜高山商工会議所＞ ＝ 旧高山市域 ＝

当所として、事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCP等の対策など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

＜高山北商工会＞ ＝ 国府町、上宝町、奥飛騨温泉郷、丹生川町地域 ＝

当会として、事業継続力強化支援を進めるにあたり、自然災害への備えや影響を軽減するための取組みや事業者BCP計画等への対策など、防災・減災対策に関する知識やノウハウなどが不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

＜高山西商工会＞ ＝ 一之宮町、清見町、荘川町地域 ＝

事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCP等の対策など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しているほか、効果的な事業者支援を行うための人員が十分ではない。

＜高山南商工会＞ ＝ 久々野町、朝日町、高根町地域 ＝

本会の事務局は局長、経営指導員1名、経営支援員2名、パート職員2名の体制であり、通常の経営支援業務に加えて、事業者の事業継続力強化の取り組みを支援するためには、十分な体制が整っておらず、本会単独での支援には限度があるため、関係機関との連携を深めるとともに専門家の協力を得て、事業者向けのセミナーやワークショップの開催、計画策定後におけるフォローアップ等の支援を行う必要がある。

3. 商工会議所・商工会自身の事業継続について

＜高山商工会議所＞ ＝ 旧高山市域 ＝

高山商工会議所では、災害等の緊急時に、事務局において事業継続にかかる具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、発災後の対応事項等が明確になっていない。

＜高山北商工会＞ ＝ 国府町、上宝町、奥飛騨温泉郷、丹生川町地域 ＝

高山北商工会では、近年頻繁に発生している大規模災害、豪雪による倒木被害・停電、火山性地震など災害時の危機的状況下において、事務局職員及び家族の安全を確保しつつ、事業の迅速な復旧と再開が図れる組織対応力を確保するための事業継続計画を策定している。

＜高山西商工会＞ ＝ 一之宮町、清見町、荘川町地域 ＝

緊急時において、事業継続計画に沿った取組・対応を実行できるように、日ごろから研修会や訓練を通して防災・減災に対する問題意識を定着させる必要がある。また、想定される災害被害や人員体制の変化に応じて、定期的に計画内容を見直していく。

＜高山南商工会＞ ＝ 久々野町、朝日町、高根町地域 ＝

本会では「高山南商工会事業継続計画」を策定し、発災における初動体制や優先する業務とその実施方法等について定めているものの、事務局内で定着しているとは言えない状況であることから、必要な物品の備蓄を進めるとともに、訓練等を通して、役職員間で共有を図り、万一の発災時に業務が継続できる体制整備を進める。

4. 高山市と高山商工会議所・高山北商工会、高山西商工会、高山南商工会との連携

＜高山商工会議所＞ ＝ 旧高山市域 ＝

緊急時取組について、当市と当所の連絡方法や情報共有の仕組みなど、具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、災害発生時における円滑な対応に課題がある。

＜高山北商工会＞ ＝ 国府町、上宝町、奥飛騨温泉郷、丹生川町地域 ＝

緊急時の取組について、高山市と当会及び各商工会、商工会議所との連絡方法や情報共有、協力体制の仕組みなど、具体的な体制やマニュアルが整備されたいないため、災害発生時における円滑な対応に課題がある。

＜高山西商工会＞ ＝ 一之宮町、清見町、荘川町地域 ＝

大規模災害時等に災害状況や被害状況について情報を密に共有する必要がある。実際に災害が発生した際に連絡網が円滑に機能するように、事前に連絡手段や相互の応援体制を協議・確認しておかなければならない。

＜高山南商工会＞ ＝ 久々野町、朝日町、高根町地域 ＝

本会の事務局体制は脆弱であることから、万一の発災時に単独での業務継続支援機能を十分に果たせないことも想定されるため、高山市及び高山商工会議所、高山北商工会、高山西商工会との連携は欠くことができない。そのため、発災時に備え「事業継続計画」を見直し、こうした関係機関との連携の方法を具体的に示すとともに、協同での訓練を実施するなどその実効性を高める必要がある。

Ⅲ 目 標

近年、地震・水害等の自然災害が全国各地で数多く発生している他、新型コロナウイルスなど感染症の流行など様々な災害が想定される。高山市と高山商工会議所、高山西商工会、高山南商工会、高山北商工会が連携しながら、大規模災害・感染症発生時において中小企業・小規模事業者の被害状況を把握できる体制をつくり、事業が継続できるような復興支援策を行う事で、中小企業・小規模事業者の経済活動を停滞させない、災害に負けない地域づくりを目指す。

【各単会内での共通目標】

① 職員の意識向上を図る

- ・職員を県等が開催する防災に関する研修会に参加させると共に、OJTにより組織内で共有する。

② 各単会で対応手順を明確化する

- ・策定済みの各単会の「事業継続計画」は社会情勢の変化に対応しているか常に検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ・「事業継続計画」の内容を役職員に周知し理解を深めるとともに、万一の災害の際に確実に対応できるよう定期的に訓練を行う。

③ 支援体制を整える

- ・事業継続に必要な備蓄品を計画的に整備する。
- ・防災・減災対策啓発セミナーや計画策定セミナー、ワークショップ等を開催し、事業者の意識高揚と計画策定を支援する。
- ・策定された計画のフォローアップを行い、各事業所の計画のブラッシュアップを図り実効性を高める。

④ 連携体制の構築を図る

- ・関係団体の連携を強化するため、高山市、高山商工会議所、高山北商工会、高山西商工会、高山南商工会等による「高山市事業継続力強化支援協議会（仮称）」を組織し、本計画の進捗状況の確認や改善点について協議する。
- ・関係団体が連携して各種セミナーを開催する。
- ・高山商工会議所及び市内3商工会のいずれかが被災し、業務の継続が困難になった場合に相互に支援できる体制の構築を推進する。

【事業者の防災・減災対策について】

地区内小規模事業者に対して、巡回・窓口指導、セミナー、会報誌、ホームページ等で、自然災害や感染症等のリスクや事前対策の必要性を周知するとともに、事前対策の必要性を認識した小規模事業者が具体的な取組を進められるよう、事業者BCP策定セミナー等を通じて、事業者BCP等の取組状況の確認を行い、小規模事業者等の事業者BCP等の取り組みを以下のとおりフォローアップする。

（目標件数）

- ・防災・減災対策啓発セミナーの開催（年1回）

（高山市・商議所・3商工会で共催）

- | | | |
|----------------------|---------|-------|
| ・事業継続力強化支援 巡回・窓口指導件数 | 高山商工会議所 | 年：20件 |
| | 高山西商工会 | 年：6件 |
| | 高山南商工会 | 年：4件 |
| | 高山北商工会 | 年：6件 |

- ・事業者BCP等策定セミナーとワークショップの開催（年1回）

（高山市・商議所・3商工会で共催）

- | | | |
|--------------------|---------|-------|
| ・事業者BCP等作成支援事業者数 | 高山商工会議所 | 年：10件 |
| ※ 指導員一人あたり2件を目標とする | 高山西商工会 | 年：4件 |
| | 高山南商工会 | 年：2件 |
| | 高山北商工会 | 年：4件 |

- | | | |
|--------------|---------|------|
| ・事業者BCP等認定件数 | 高山商工会議所 | 年：5件 |
| | 高山西商工会 | 年：2件 |
| | 高山南商工会 | 年：1件 |
| | 高山北商工会 | 年：2件 |

・事業者BCP等作成後のフォローアップ件数 (2年目以降)	高山商工会議所	年：	5件
	高山西商工会	年：	2件
	高山南商工会	年：	1件
	高山北商工会	年：	2件

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2. 事業継続力強化支援事業の内容

高山市と高山商工会議所、高山北商工会、高山西商工会、高山南商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和2年7月に改定された「高山市地域防災計画」で掲げられている防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

<自然災害>

- ・巡回指導時に、ハザードマップや中小企業庁の事業継続力計画事業者向けリーフレット等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・巡回指導先については、ハザードマップの浸水想定エリア等を踏まえ、自然災害のリスクが高いと想定される事業者から優先的に実施する。

<感染症>

- ・新型コロナウイルス感染症は、常に発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することに加え、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者にも周知を行うとともに、感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の備蓄、オフィス内換気設備の設置をはじめ、テレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

<その他>

- ・会報、市広報紙、ホームページ等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要を事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者を紹介等を行う。

イ. 事業者BCPの策定支援

- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、主に小規模事業者を対象として普及啓発セミナーおよび事業者BCPのワークショップを開催する。
- ・各支援機関や金融機関等と連携して、小規模事業者に対して防災・減災対策の必要性等を説明し、事業者BCP策定の取り組みへの意識付けを行う。
(年間開催予定：セミナー1回、ワークショップ1回)
- ・巡回指導やセミナー等を通じて、前向きな小規模事業者に対して、事業所BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

ウ. 商工会議所・商工会自身の事業継続計画の作成

<高山商工会議所>

- ・令和3年11月に策定済み。

<高山北商工会>

- ・令和3年10月に策定済み。

<高山西商工会>

- ・令和2年12月に策定済み。

<高山南商工会>

- ・令和3年7月に策定済み。

※ 各単会で毎年フォローアップを行うと共に、今後必要に応じ見直しを行う。

エ. 関係団体等との連携

- ・商工会議所ビジネス総合保険制度の引受保険会社である民間保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とする普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・各単会が経営支援事業を実行していく中で関係する各種機関（市内金融機関、各種事業組合）へ普及啓発ポスター掲示やチラシ配置を依頼するほか、普及啓発セミナー等を共催で実施。
- ・職員の勉強会も合わせて行う。
- ・万一の災害の際に各単会において業務継続が困難になった場合を想定し、単会相互の支援体制を構築できるよう協議を進める。

オ. フォローアップ

- ・セミナー参加事業者や、巡回・窓口指導等により策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況を確認し、適宜見直しを図るよう指導する。
- ・高山市事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：高山市、高山商工会議所、高山北商工会、高山西商工会、高山南商工会、他関係機関）を年1回以上開催し、進捗状況の確認や改善点について協議する。

カ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震）が発生したと仮定し、高山市との連絡ルートの確認等を高山市事業継続力強化支援協議会（仮称）にて行う（訓練は必要に応じて実施する）

（２）発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助を最優先とし、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡をする（P19：被害報告の流れ）

ア. 応急対策の実施可否の確認

< 自然災害 >

発災直後に職員の安否確認を行う。その際に本人・家族の被災状況、近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、出勤できる状況かどうかについて、できる限り情報収集を図る。

① 商工会議所・商工会における職員の安否確認

職員連絡網による電話、メール、SNS等により発災後1時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否、出勤可能時間を確認する。

また、SNS等を活用し、リアルタイムで情報共有ができる仕組みを構築する。

② 高山市と商工会議所・商工会の間における連絡方法、情報共有の方法

発災後2時間以内を目途に、高山市商工振興課及び各支所基盤産業課と商工会議所・商工会の間で、安否確認の結果や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）の情報共有を行う。

連絡方法については、電話連絡を基本とし、必要に応じてFAX、メール、SNSを活用する。

もしこれらの通信機能が使えない場合は、身の安全を確保した上で直接出向く。

< 感染症 >

国内で感染症が発生した際には、職員の体調確認を行い、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底し、感染防止に努める。

また、感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による緊急事態宣言が発令された場合は、高山市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症対策を行う。

イ. 応急対応策の方針決定

< 自然災害 >

高山市商工振興課長と高山商工会議所専務理事（不在時の代行者：①事務局長、②相談所長）、高山西商工会事務局長（不在時の代行者：①経営指導員、②経営支援員）、高山南商工会事務局長（不在時の代行者：①経営指導員、②年長の経営支援員）、高山北商工会事務局長（不在時の代行者：①経営指導員、②経営支援員）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（※①、②は代行順位を示す）

（豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。等）

職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。

大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

< 被害規模の目安は以下を想定 >

大規模な被害があるとき	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、おおきな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等おおきな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする

本計画により、高山市と商工会議所・商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 感染症 >

高山市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務やテレワークを導入する等体制維持に向けた対策を実施する。その他、各単会のBCP等で体制維持に向けた対策を決定し運営する。

ウ. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・商工会議所、商工会と高山市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

（初動対応）

- ・商工会議所、商工会と高山市は、発災後24時間程度を目安に大規模な被害があるかなど、経済被害の規模感を掴むための大まかな被害概況を確認し、情報共有する。
- ・商工会議所、商工会と高山市が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、商工会議所・商工会または高山市より中部経済産業局（中小企業課）および岐阜県（商工政策課）へ報告する。

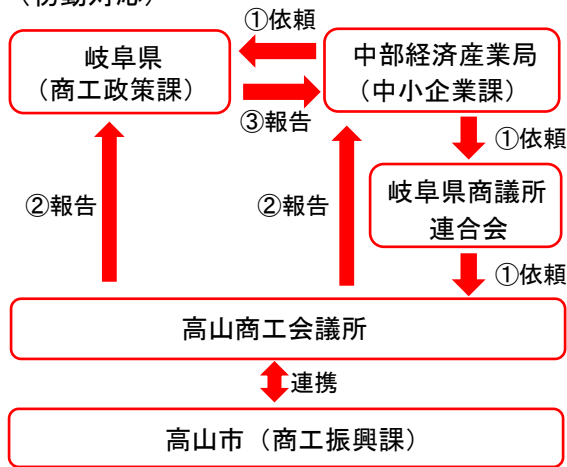
（被害額の把握）

- ・大まかな被害概況の把握の後、発災後5日～1週間程度を目処に、各単会で被害のあった事業者に係る事業所名や業種、被害額等について確認し、高山市と情報を共有する。
- ・高山市は、調査員、観光施設責任者および各単会からの報告を受け、商工業及び観光施設の被害状況を掌握する。
- ・高山市と商工会議所、商工会が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、高山市又は、各単会から岐阜県（商工政策課）へ報告する。

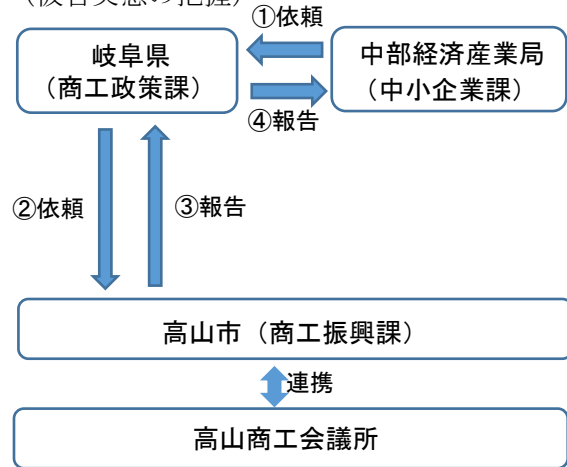
【被害報告の流れ】

<高山商工会議所>

(初動対応)

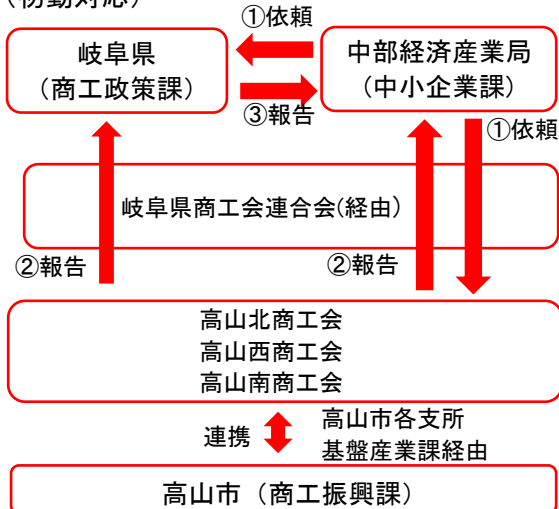


(被害実態の把握)

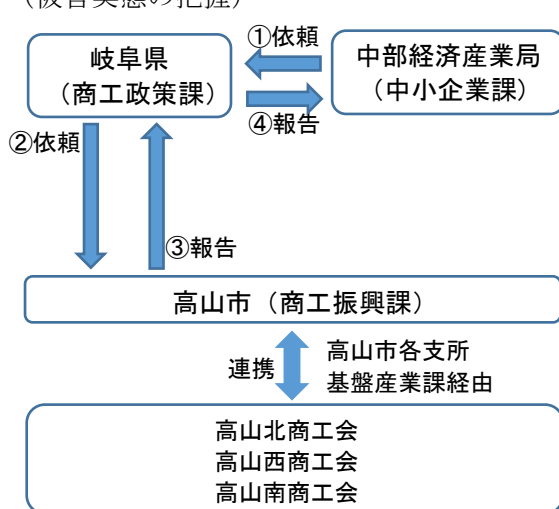


<高山市内3商工会>

(初動対応)



(被害実態の把握)



エ. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、高山市と相談する
(商工会議所、商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施設（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

オ. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

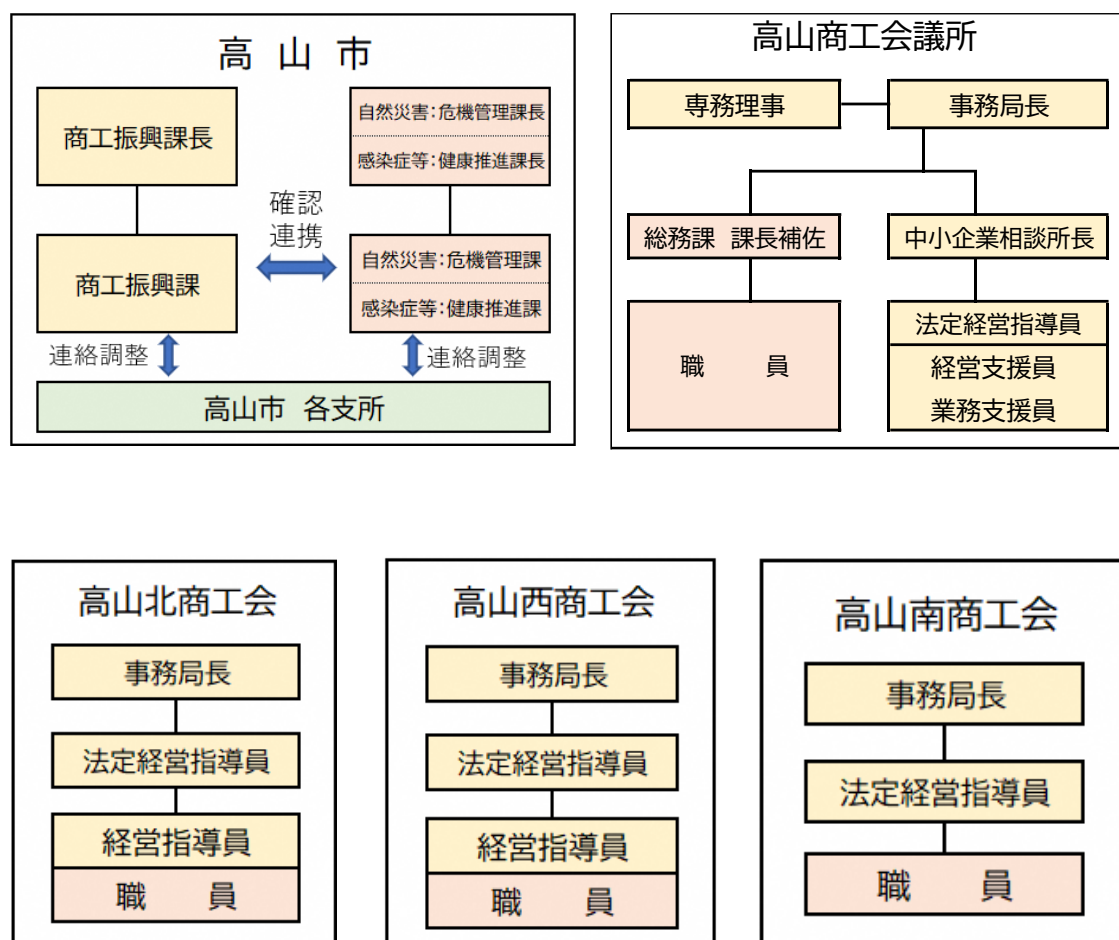
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制				
(令和 4 年 1 月現在)				
1. 実施体制				
(商工会議所・商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／高山市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／高山商工会議所と高山市の共同体制／経営指導員の関与体制 等)				
・高山市、高山商工会議所、および高山市内 3 商工会（高山北、高山西、高山南）の 5 者により「高山市事業継続力強化支援協議会（仮称）」を構成し、相互に・協力して事業継続力強化支援事業に取り組むものとする。				
高山市事業継続力強化支援協議会(事業の企画立案・評価・見直し機関)				
高山市	高山商工会議所	高山北商工会	高山西商工会	高山南商工会
商工振興課長 商工振興係長	専務理事 事務局長 中小企業相談所 長 法定経営指導員	事務局長 法定経営指導員 経営指導員	事務局長 法定経営指導員 経営指導員	事務局長 法定経営指導員
・高山市事業継続力強化支援協議会（仮称）では円滑に事業を実施するため、必要に応じ外部有識者（専門家、連携する損害保険会社等）を招聘する。 ・近隣市町村をはじめ、広域的に連携を図りながら、柔軟に対応する。				

・各構成団体の実施体制



2. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

高山商工会議所	経営支援員	榎本憲志郎	(連絡先は後述「3.(1)」参照)
高山北商工会	経営指導員	西田 洋	(連絡先は後述「3.(1)」参照)
高山西商工会	経営指導員	向林 幸代	(連絡先は後述「3.(1)」参照)
高山南商工会	経営指導員	小林 正和	(連絡先は後述「3.(1)」参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

3. 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会／商工会議所

高山商工会議所 中小企業相談所

〒506-8678 岐阜県高山市天満町5丁目1番地

TEL:0577-32-0380 / FAX 0577-34-5379

E-mail:info@takayam-cci.or.jp

高山北商工会

〒509-4119 岐阜県高山市国府町広瀬町886-1

TEL:0577-72-4130 / FAX 0577-72-4514

E-mail:takayamakita@ml.gifushoko.or.jp

高山西商工会

〒509-3505 岐阜県高山市一之宮町3575-1

TEL:0577-53-3112 / FAX 0577-53-3129

E-mail:takayamanishi@ml.gifushoko.or.jp

高山南商工会

〒509-3214 岐阜県高山市久々野町無数河580-1

TEL:0577-52-3460 / FAX 0577-52-2343

E-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

(2) 関係市町村

高山市 商工労働部 商工振興課

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

TEL:0577-35-3144 / FAX:0577-35-3167

E-mail:shoukou@city.takayama.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	300	300	300	300	300
・パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
・職員向け研修費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
岐阜県補助金、高山市補助金、事業収入、自己財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。